

総社市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年9月28日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第1号

総社市水道事業会計規程の一部を改正する規程

総社市水道事業会計規程（平成26年総社市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(小切手の支払地の区域) 第24条 水道事業の収入の納入義務者が収入の納付に用いることができる小切手の支払地の区域は、<u>全国の区域とする。</u></p> | <p>(小切手の支払地の区域) 第24条 水道事業の収入の納入義務者が収入の納付に用いることができる小切手の支払地の区域は、<u>総社市とする（出納取扱金融機関の加盟している手形交換所交換参加地域とする。）。</u></p> |

附 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。